

「爆音は国策による差別」

3次嘉手納訴訟で原告側

【沖縄】米軍嘉手納基地の周辺住民約2万2千人が米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めや、約446億円の損害賠償などを求めた第3次嘉手納爆音差し止め訴訟の第2回口頭弁論が19日、那覇地裁沖縄支部（遠藤真澄裁判長）で開かれた。原告団代理人2人が意見陳述し、基地の形成過程や背景にある差別構造、航空機騒音の特徴などを説明した。

田村ゆかり弁護士は、太平洋戦争で沖縄が本土防衛の拠点とされ、地上戦に巻き込まれた結果、嘉手納基地が暴力的な手続きで形成されたと指摘。現在も本島中部には米軍基地が集中しているとし、「受忍限度をはるかに超えた爆音被害をもたらすだけではない。家族の死や故郷を追い立てられた戦争の記憶を思い起こさせ、深い悲しみと苦痛を与えている」と訴えた。

また、こうした現状が「国策による犠牲と差別の歴史の結果である」と述べ、この点を踏まえて審理を進めるよう裁判所に求めた。宮下哲太郎弁護士は、「騒音」とは単に音圧レベルや周波数だけでなく、人の主観によっても左右されると指摘。運航や飛行ルートが一定していない嘉手納基地では「騒音がいつ発生し、いつやむのか全く予想できず、早朝や夜間に突然の爆音にさらされる。仮に民間空港の騒音の数値と同じで

あったとしても、はるかに大きいものになるはず」と主張を展開した。

一方、国側は準備書面で、米軍機の連航に関する法令などを説明。「（米軍は）騒音に配慮した連航をしている」と主張した。裁判所近くで開かれた事前集会には原告ら約450人が結集。民主党県連の喜納昌吉代表代行が普天間飛行場の嘉手納統合案を検討するよう政府に申し入れたことを受け、新川秀清原告団長は「言語道断で許されない」と厳しく批判した。

原告団は同日、抗議声明も出し、統合案は「さらに爆音に拍車を掛ける。断固として反対・抗議する」とした。